

東大阪市政だより「ふれあいの広場」掲載要領

(目的)

第1条

この要領は、東大阪市政だよりが市民の自主的な活動を支援し、市民相互の交流を図るために設置した「ふれあいの広場」の掲載に関して必要な事項を定めるものです。

(掲載内容)

第2条

掲載が可能な内容は、趣味のサークル・クラブの会員募集及び各種サークルが行う定例的な催しに関する案内とします。

(掲載回数)

第3条

年1回とします。

(掲載団体)

第4条

掲載が可能な団体は、掲載内容の対象となるサークル、クラブなどの所在地又は活動の場が東大阪市内にある団体に限ります。

(依頼方法等)

第5条

掲載を希望する場合は、指定された期間に「市政だより「ふれあいの広場」掲載申込書」を提出してください。

2 内容確認のため、市政だより発行前に市からグラフを電話又は電子メール等で送付するので、依頼者は必ず確認のうえ、返信してください。

3 1団体につき1つの掲載とします。

4 市政だより「掲示板」との併用は不可とします。

(依頼者の責務)

第6条

依頼者は掲載内容について一切の責務を負うものとします。

2 依頼者は掲載内容によって生じた、いかなるトラブルや損害も、依頼者の責任及び負担によって解決するものとします。

(欠格事項)

第7条

次の各号に該当するときは、掲載しないものとします。

- (1) 営利目的、職業として行っているもの
- (2) 特定の政治団体、宗教に関するもの
- (3) 対象となるサークル、クラブの所在地及び活動の場がともに東大阪市外のもの
- (4) 不特定多数の市民を対象としないもの
- (5) 特定の個人や団体を非難、中傷するもの
- (6) 掲載にふさわしくないと市長公室広報広聴室広報課長が判断したもの
- (7) 費用などが社会通念上の範囲を超える、その根拠を示す書類の提出がないもの、又は提出書類の内容に疑義が生じるもの
- (8) 紙面の都合により、市長公室広報広聴室広報課長が掲載しないと判断したもの

(個人情報)

第8条

市は、個人情報について収集、利用及び管理を行う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づいて適切に取り扱うものとします。

- (1) 市が掲載依頼の申込時に取得した個人情報は、本目的以外には利用しません。
- (2) 市が掲載依頼の申込時に取得した個人情報を第三者に漏らすことはありません。これは記事掲載後も同様です。
- (3) 市が掲載依頼の申込時に取得した「市政だより「ふれあいの広場」掲載申込書」は、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に保管します。

(補則)

第9条

この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長公室広報広聴室広報課長が定めるものとします。

附 則

この要領は、令和5年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年11月1日から施行する。